

住宅用家屋証明書の添付書類

令和4年4月1日以降分

添付書類	租税特別措置法施行令					
	(イ) 第41条					
			特定認定長期優良住宅		認定低炭素住宅	
	(a) 新築されたもの	(b) 建築後使用された ことのないもの	(c) 新築されたもの	(d) 建築後使用された ことのないもの	(e) 新築されたもの	(f) 建築後使用された ことのないもの
登記事項証明書 ※1						
オンライン申請による登記完了証 ※2	○	○	○	○	○	○
登記完了証 + 登記申請書の写し ※3	いずれかひとつ	いずれかひとつ	いずれかひとつ	いずれかひとつ	いずれかひとつ	いずれかひとつ
確認済証 + 登記完了証 + 法務局の受領証						
売買契約書 または 売渡証書 または 登記原因証明情報		○		○		○
家屋未使用証明書		○		○		○
認定申請書（第一号様式）の副本【一面・二面】 + 認定通知書（第二号様式）の原本			○	○	○	○

※1 登記事項証明書のうち、インターネット登記情報提供サービスにより取得したものは、照会番号及び発行年月日が記載されたものに限ります。

※2 オンライン申請による登記完了証のうち、登記官の印がないものは、相違がない旨の文言と土地家屋調査士の朱肉印職印が必要です。

（ただし、三重県土地家屋調査士会四日市支部推奨専用紙を使用している場合は不要です。）

※3 登記申請書の写しには、土地家屋調査士の朱肉付職印が必要です。

★ 面積要件 : 床面積は50㎡以上で、事務所・店舗等との併用住宅の場合は90%を超える部分が居宅であること。

★ 新築又は取得後1年以内に登記を受ける家屋であること。

★ 申請家屋の所在する場所に居住していない場合は別紙をご覧ください。

住宅用家屋証明書の添付書類

令和4年4月1日以降分

添付書類	租税特別措置法施行令	
	(ロ) 第42条第1項 建築後使用されたことのあるもの	
	(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた 家屋で宅地建物取引業者から取得したもの (平成26年4月1日新設)	(b) (a) 以外
登記事項証明書 ※1	○	○
売買契約書 または 売渡証書 または 登記原因証明情報	○	○
耐震基準適合証明書 または 住宅性能評価書の写し または 既存住宅売買瑕疵担保責任保険の 保険付保証明書の写し	○ (昭和56年12月31日以前に建築された家屋の場合)	○ (昭和56年12月31日以前に 建築された家屋の場合)
増改築等工事証明書	○	
既存住宅売買瑕疵担保責任保険の 保険付保証明書の写し	○ (給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事で、 工事費が50万円を超える場合)	

※1 登記事項証明書のうち、インターネット登記情報提供サービスにより取得したものは、照会番号及び発行年月日が記載されたものに限ります。

★ 面積要件 : 床面積は50㎡以上で、事務所・店舗等との併用住宅の場合は90%を超える部分が居宅であること。

★ 申請家屋の所在する場所に居住していない場合は別紙をご覧ください。

居住していないときの申立書の添付書類

平成26年4月1日以降分

申請家屋の所在する場所に居住していない場合、
申立書 + 申立書の添付書類（下記参照） + 住民票の写し が必要です。

現在家屋の処分方法		添付書類
売却する場合		売買契約（予約）書、媒介契約書等 売却することを証する書類
賃貸する場合		賃貸借契約（予約）書、媒介契約書等 賃貸することを証する書類
現在家屋が自己所有でない場合 （借家、借間、社宅、寮等）		賃貸借契約書、使用許可書、社宅入居証明書、家主の証明書等 自己所有する家屋でないことを証する書類
親族が住む場合		当該親族の申立書（原本）等 今後、申請者が居住用として使用しないことを証する書類
処分方法が 未定	抵当権設定を急ぐ場合	金銭消費貸借契約書、家屋代金の支払期日が記載された売買契約書等
	やむを得ない事情により 登記までに入居できない場合	本人又は家族等が病気の場合 → 治療期間が記載された医師の診断書 前住人が未転出の場合 → 引渡期日が記載された売買契約書等 単身赴任の場合 → 家族の住民票、申請者の在職証明書等 学校関係の事情の場合 → 在園・在学証明書、もしくは学生証